

(13) 免許法附則第19項に基づき幼稚園教諭普通免許状を取得する方法

保育士資格を有し、定められた施設において保育士等として3年以上かつ4,320時間以上勤務した者が、一定の単位を修得した場合には、免許法附則第19項に基づき幼稚園教諭普通免許状の授与を受けることができます。授与を受けようとする場合の必要単位数等は次のとおりです。

必要とする基礎資格及び最低在職年数

免許状の種類	一種	二種
基礎資格	学士の学位を有し、保育士資格を有していること。	保育士資格を有していること。
最低在職年数	基礎資格取得後、以下のいずれかの施設における保育士（①及び②にあつては括弧内に記載される職員として勤務した者）として、良好な成績で勤務した最低在職年数が、3年以上かつ4,320時間以上 ① 幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（専ら幼児の保育に従事する職員） ② 幼保連携型認定こども園（園児の教育及び保育に従事する職員） ③ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所【認可保育所】 ④ 児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、乳幼児の保育を目的とする施設であつて、認定こども園法（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項による公示がされたもの【認定こども園である認可外保育施設】 ⑤ ③及び④に準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（専ら一時預かり又は宿泊させるものを除く。） 【地域型保育事業として認可された小規模保育施設（A型及びB型）、地域型保育事業として認可された事業所内保育施設（定員6名以上のもの）、公立の認可外保育施設、幼稚園併設型認可外保育施設、指導監督基準を満たす認可外保育施設】	

必要単位数

教職に関する科目		一種、二種共通
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2※
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	1
	保育内容の指導法	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	幼児理解の理論及び方法	1
合計		8

※ 日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われていること（取り扱われていない場合、上記の他に日本国憲法の科目の修得が必要）。

その他注意事項

- この規定は、保育教諭制度導入にあたっての特例規定であり、改正認定こども園法の施行の日（平成27年4月1日）から5年を経過する日までの間、適用されるものである。したがって、平成32年3月31日までにこの特例規定による免許状申請の所要資格（最低在職年数を満たし、必要単位を修得）を得た者であっても、平成32年4月1日以降にこの特例規定による免許状申請を行うことはできないため、注意すること。
- 必要単位は、課程認定のある大学または免許法附則第19項適用者を対象とした公開講座、認定講習等で修得すること。なお、必要単位には、従前に課程認定のある大学で修得した単位も含めることができる（ただし、修得した時点によっては再履修を要する場合もあるため、申請前に県教育委員会へ相談を行うこと）。